

平成29年9月1日

保護者各位

小牧市教育委員会

部活動の休養日の設定について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育活動に対してご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、部活動については、児童生徒の健康維持および地域や家庭で過ごす時間の確保、加えて教職員の健康管理の観点からもそのあり方を見直すよう求められているところです。折しも平成29年3月27日に愛知県教育委員会が「教員の多忙化解消プラン」を公表し、このプランにおいて「小・中学校の部活動の休養日に関する基準」が以下のように示されました。

週2日以上（平日に1日と土・日のいずれか1日は必須）の休養日を設ける。
なお、大会への参加などにより、やむを得ず土・日に活動する場合は、代替休養日の確保に努める。

この基準を受けて、小牧市教育委員会としても市内小・中学校における部活動休養日の設定について検討をし、平成29年9月以降は下記のようにすることとします。ご理解の程よろしくお願いいたします。

記

《 部活動休養日の設定 》

○ 小牧市内小・中学校における部活動は週2日以上 of 休養日を設けることとし、その具体的な内容は次の通りとする。

1 平日は週1日の休養日を必ず設ける。
(曜日は各学校の実情に応じて設定する。)

2 土・日はいずれか1日の休養日を必ず設ける。
ただし、従前通り第2・第4土曜日は小牧市ジュニア育成活動優先日、第3日曜日は家庭の日として、社会や家庭における児童生徒の充実した生活を確保する。

3 2について、大会への参加などによりやむを得ず土・日連続して活動する場合は、代替休養日を必ず別週の土・日に設ける。